

調達価格等算定委員会（第40回）

議事要旨

○日時

平成30年11月8日（木）8時00分～9時30分

○場所

経済産業省本館17階第1～3共用会議室

○出席委員

山内弘隆委員長、高村ゆかり委員長代理、大石美奈子委員、松村敏弘委員、
山地憲治委員

○事務局

松山省エネルギー・新エネルギー部長、山影省エネルギー・新エネルギー部政策課長、
山崎新エネルギー課長、杉山再生可能エネルギー推進室長、梶新エネルギー課長補佐

○議題

- （1）未稼働案件への対応について（運転開始期限を超過した場合の取扱い）
- （2）太陽光発電について

○議事要旨

- （1）未稼働案件への対応について（運転開始期限を超過した場合の取扱い）

委員

- 今回の運転開始期限を超過した場合の取扱いについても、これまでに運転開始期限を設定した際と同様とすることに異論はない。
- 未稼働案件への対応は政策上非常に重要であるが、多様な事業進行状況があることへの配慮が必要ではないか。FIT制度が民間投資を利用した政策であることも踏まえ、制度を信頼した事業者が過度の不利益を被らないよう、丁寧な対応をお願いしたい。
- 送配電事業者が系統連系工事の着工申込みを不備なく受領した日の2年前の調達価格を適用することに加えて、その時点から1年間の運転開始期限を設定するという今回の対応は、既に3年間の運転開始期限が設定されている案件の取扱いとも整合的である。最近になって事業を他の者から買い取ったケースも相当あると聞いて

いるが、その場合は認定から年数が経過していることによる事業リスクも含めて承継しているものであり、こうした案件も含めて厳格に制度を適用していくことが適切ではないか。

委員長

- 委員から事務局の提案に賛成との意見があり、資料2のとおり本委員会としての意見を決定することとした。

(2) 太陽光発電について

<価格目標>

委員

- 「2030年発電コスト7円/kWh」という事業用太陽光の価格目標を5年前倒し、「売電価格が卸電力市場価格並み」という住宅用太陽光の価格目標を達成する年限を2025年と設定したうえで、認定から運転開始までのタイムラグに留意することに賛成。
- 民間機関によるコスト見通しが示されたが、コスト低減と導入量には相関関係があることから、導入の進展と合わせて価格目標の進捗状況を検証していく必要があるのではないかと。
- コスト低減と相関関係のある導入量については、日本の導入量か、世界全体の導入量か、といった点を意識する必要がある。例えば、日本の導入量に関わらず、世界の導入量が伸びれば、太陽光パネルの価格は低減するのではないかと。
- 価格目標は、事業環境整備を行いつつ、官民がともに目指すべき目標という位置付けで当初設定されたものと認識している。コスト低減のスピードを早める必要がある中で、系統制約により導入が進まずにコスト低減が進まないという問題もあり、引き続き事業環境整備をお願いしたい。
- 世界標準のコスト水準を目指していくことは合理的であるが、接続費は再エネ発電事業者の努力だけでは低減が難しい。再エネ発電事業者のみならず、系統事業者にも世界標準を目指したコスト効率化を図っていただくことを前提としなければ、価格目標に理解が得られないのではないかと。
- 「売電価格が卸電力市場価格並み」という住宅用太陽光の価格目標は、余剰売電の際の売電価格を現行の卸電力市場価格の水準まで低減させるという目標と理解している。こうした価格目標の意味を委員会意見には注記していただきたい。

委員長

- 委員から、コスト低減を進めるためにも事業環境整備に努める必要があるとの意見

があったが、基本的に事務局の提案に賛成だった。

- 価格目標は「発電事業者・メーカー等の努力やイノベーションによるコスト低減を促す」という趣旨の下で設定されているものであり、意欲的な水準の目標として、「2030年発電コスト7円/kWh」という事業用太陽光の価格目標を5年前倒す方向でまとまった。
- 住宅用太陽光については、委員から目標の趣旨を十分に説明するよう指摘があったが、「売電価格が卸電力市場価格並み」という価格目標を達成する年限を2025年とすることには異論がなかった。

<事業用太陽光発電の入札対象範囲>

委員

- 事業用太陽光はその全てを入札対象とすることが本来のあるべき姿である中で、事業用太陽光のうちどの程度の容量が入札対象かというカバー率を考える必要がある。ドイツでは事業用太陽光の85%の容量が入札対象範囲となっており、これも踏まえて日本の入札対象範囲を決定するべきではないか。
- 事業用太陽光は原則全てを入札の対象とするということを踏まえると、「250kW以上（又は500kW以上）」を入札対象範囲とする事務局の提案では、その範囲が狭すぎるのではないかという懸念もある。本来は「50kW以上」や「100kW以上」を入札対象範囲とするべきではないかと考えるが、事務処理コストの増大や段階的に入札対象範囲を拡大するべきという議論も踏まえると、まずは「250kW以上」を入札対象範囲として始めることも合理的ではないか。250kWや500kWよりも大きな規模が入札対象範囲に含まれない場合、事業用太陽光は原則入札という考え方に著しく反することになるので、賛成しかねる。
- 事務処理コストの増大を踏まえると、件数の極めて多い50kW未満を入札対象範囲とすることは現実的ではないとしても、将来的には「100kW以上」を入札対象範囲とすることを目指しつつ、当面は「250kW以上」を入札対象範囲とするべきではないか。
- 100kW以上ではコストに差がなく、一定程度の件数があることを踏まえると、地域公共案件に特別の措置を行うという前提であれば、「250kW以上」と「500kW以上」のいずれを入札対象範囲とするかは検討の必要があるが、可能な限り入札対象範囲を広げてよいのではないか。
- 最終的に「50kW以上」や「100kW以上」を入札対象範囲とすることを目指していくことには合意する。しかし、①これまでの日本の太陽光入札は、競争によってコスト低減を図るという観点では、まだ試行錯誤しながら運用している段階にあること、②入札対象範囲を一旦「100kW以上」として入札を実施し、後に行政コスト等を理由にその範囲を「750kW以上」を変更したドイツの例を踏まえれば、事業者側の事

務量と行政が担うことのできる事務量を見つつ、段階的に入札対象範囲を拡大する必要があること、③再エネ大量導入・次世代電力 NW 小委からも小規模案件や地域公共案件を入札対象とすることには慎重であるべきとの提案をいただいていることを踏まえれば、2019 年度から入札対象範囲を「250kW 以上」とするのは相当踏み込んだ対象の拡大であり、まずは「500kW 以上」とすることが適切ではないか。

- 規模別のコストデータについて、100kW の前後で状況が異なるとの事務局の説明であったが、全設置期間のデータでは、250kW の前後でも有意な差があるのではないか。
- 入札対象範囲に関する議論については、入札対象外の調達価格に関する議論とも密接に関連することを念頭に置く必要がある。
- 入札対象範囲については、単にどの規模を対象とするかという論点だけでなく、地域公共案件に関する制度設計と切り離せないものと認識している。

委員長

- 委員からは、2019 年度の入札対象範囲を「250kW 以上」とするべきとの意見もあれば、入札対象範囲は段階的に拡大するべきとの意見もあった。
- 競争性が確保される規模で入札を実施するという点では意見が一致したが、今回の委員会では具体的な範囲を決定せず、12 月 18 日の第 3 回太陽光入札の結果も踏まえ、次回以降の委員会で再度議論することとしたい。

<事業用太陽光発電・住宅用太陽光発電のコスト動向>

委員

- 事業用太陽光のシステム費用について、これまで 1,000kW 以上がプライスメーカーであったため、この規模をトップランナー分析の対象としていたが、直近では 50kW 以上全体でコスト低減が進んでいることが明らかであるため、今後は 50kW 以上をトップランナー分析の対象とすることに賛成。
- 事業用太陽光のシステム費用はここ 3 年間で低減しており、官民合わせた努力が窺える。50kW 以上では 3 年前の上位 18~19%が現在の中央値となっており、3 年前の上位 14~15%が現在の上位 45%となっていることを踏まえると、今後は想定値として上位 15%程度の水準を採用するなど、これまでの上位 25%より効率的な水準を想定値とする必要があるのではないか。
- 調達価格の設定に当たっては、過積載率の増加による設備利用率の上昇を反映するべきではないか。
- 事業用太陽光の IRR については、ESG 投資の進展などによる資金調達コストの変化を踏まえると、将来的には 3%とすることもあり得るが、まず 2019 年度の調達価格の想定値としては 4%とすることに賛成。

- 入札対象範囲外の調達価格を入札の上限価格よりも低くするという配慮は必要だが、こうした配慮は調達価格の設定に当たって法律上勘案する事項には含まれていない。コスト動向を踏まえてより効率的な案件の導入を進めるという調達価格の設定方法を念頭に置いたうえで、入札対象範囲の内外でコストに一定の差があり得ることにも留意する必要があるのではないか。
- 入札対象範囲外が入札対象範囲よりも経済的に有利とならないようにすることは極めて重要である。例えば小型風力発電の取扱いのように、コストの低い案件を普及させるという観点から、法律の範囲内で可能な対応を考えるべきではないか。仮に入札対象範囲を狭くするべきと主張するのであれば、入札対象範囲外の調達価格を低減させることはなおさら重要であるはずなのに、それに抑制的な意見が出てくるのは心配。
- 住宅用太陽光については、出力制御対応機器が標準仕様となっていることから、その設置義務の有無にかかわらず区分を統一することに賛成。ただし、区分を統一した後、出力制御非対応型のパワコンの生産が再開されないよう注視が必要ではないか。
- 住宅用太陽光はコスト低減が順調に進んでいるが、2020 年度末に FIT 法抜本見直しの期限が到来することも踏まえると、今年度の委員会で 2020 年度の取扱いを決定することは難しいので、事務局の提案に賛成。
- 自家消費型である住宅用太陽光は ZEH の観点でも重要であり、既築住宅を含めた ZEH 対策の推進について総合的に検討していただくとともに、その重要性を意見の中に位置付けていただきたい。
- 引き続き、定期報告データの提出率の改善を進めていただきたい。

委員長

- 事業用太陽光のシステム費用については、50kW 以上をトップランナー分析の対象とすることに合意が得られた。その上で、どの水準を想定値として採用するかについては若干意見が異なったが、現在の上位 25%よりも効率的な水準とするという方向性は示された。具体的な水準については、第 3 回太陽光入札の結果も踏まえて、次回以降の委員会で議論したい。
- 事業用太陽光の IRR については、現行の 5%から 4%に引き下げることに合意が得られた。
- 住宅用太陽光の 2020 年度以降の調達価格について、複数年度価格設定ではなく、当該年度の開始前までに決定することに同意が得られた。委員から、ZEH の重要性について意見に記載するよう指摘があった。
- 住宅用太陽光について、出力制御対応機器設置義務の有無にかかわらず、同一の区分として取り扱うことでまとまった。委員から、出力制御非対応型の機器の生産が

再開されないよう注視が必要との指摘があった。

- 入札対象範囲外の調達価格と入札の上限価格の関係については、本日の委員からの意見を踏まえ、事務局で対応を検討いただきたい。

<その他>

委員

- 次回以降の委員会で 2019 年度の入札制度を議論することになると思うが、第 3 回太陽光入札の結果も踏まえつつ、入札参加者を増やして競争性を確保する観点から、上限価格を公表とするかどうかについても論点として取り扱っていただきたい。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365